

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの第2期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の第2期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することについて、法第26条第3項の規定に基づき評価委員会に意見を求めるもの。

1 前提となる事実

(1) 南棟整備事業

平成18年度に導入した放射線治療装置（リニアック）の老朽化に伴い、リニアックの専用機と汎用機を設置する南棟を整備し、地域がん診療連携拠点病院としてより専門的ながん医療の提供を図る。

場 所：県総合医療センター敷地内（管理棟南職員駐車場用地）
延床面積：4,327.2㎡（南棟3,891.6㎡、渡り廊下435.6㎡）
事業費：約5,135百万円 （建設費：約2,873百万円、医療機器他：約2,262百万円）
主な機能：（1階）放射線治療科（リニアック治療装置設置） （2階）外来部門、放射線診断科、病診連携・退院調整室等 （3階）手術部、病理センター （4階）研修センター、予備室
スケジュール：平成30年度：基本・実施設計 平成31～32年度：建設工事 平成33年度：治療開始予定
その他：第2回岐阜県地域医療対策協議会へ報告済（平成29年12月）

(2) 給食業務委託

現在、3年間の複数年で業務委託契約を締結しているが、平成30年3月31日に契約期間完了を迎えるため、新たに平成30年度から平成32年度までの3年間の複数年で業務委託契約を締結するもの。

(3) 医事業務委託

現在、単年度で業務委託契約を締結しているが、業務を継続的かつ安定的に行うことや人件費の変動リスクに対応するため、新たに平成30年度から平成32年度までの3年間の複数年で業務委託契約を締結するもの。

2 中期計画変更の内容

- 「施設及び医療機器の整備に関する事項」及び「予算、収支計画及び資金計画」
・南棟整備事業の具体化に伴い、当該事業を中期計画に反映させるもの。
- 「中期目標期間を超える債務負担（1億円以上のものに限る）」
・南棟整備事業、給食業務委託及び医事業務委託について、複数年契約を実施することとなったため、中期目標期間（H27～H31）を超える債務負担について、当該事業を中期計画に反映させるもの。

※詳細は、別紙新旧対照表資料1-2のとおり

【参考】

○給食業務委託

- ① 食材調達業務（食材契約関連業務、食材発注、納品検収、在庫管理）
- ② 調理業務（食材の下処理、炊飯、調理、盛り付け、温冷配膳車へ収納）
- ③ 配膳・下膳（病棟別に温冷配膳車で配膳、下膳用運搬箱の設置及び回収、配膳車・下膳用運搬箱・食器・トレイ等の洗浄・消毒・保管、ゴミ・残飯の処理）
- ④ 施設管理（施設の衛生管理、機器管理、点検整備）
- ⑤ 食数管理（毎食ごとに病棟別食種別食数の把握、食札作成）
- ⑥ その他（調乳関連業務、検食の準備、保存食の管理、作業記録の整備等）

○医事業務委託

- ① 医事会計（保険証・受給者証等の確認、診療費の計算）
- ② 各種窓口受付（診療申込の受付、診察券の発行、各診療科・検査窓口等での受付）
- ③ 救命救急センター受付（救急外来患者受付、休日・時間外の外来会計及び徴収、電話呼出医師等への連絡・取り次ぎ）
- ④ カルテ管理（紙カルテの取出・保管・搬送、各種書類の保管）
- ⑤ 各種証明受付（領収証明、医療費証明等各種証明書類の申請受付、交付）
- ⑥ 診療報酬請求事務（レセプトの点検・修正診療報酬請求総括表等の作成）